

長浜市森林多面的機能推進事業等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させることを目的に、森林所有者や地域住民等で構成される団体が行う里山林の保全、森林資源の利用及び森林環境学習に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号の規定により定める地域森林計画の対象とする森林かつ同法第11条に規定する森林経営計画が策定されていない森林をいう。
- (2) 森林・山村多面的機能発揮対策事業 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成25年5月16日付け25林整森第59号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25林整森第60号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日付け25林整森第74号林野庁長官通知）及び森林・山村多面的機能発揮対策事業実施要領（平成29年4月1日付け滋森政第432号）に基づき、滋賀県地域協議会を通じて助成された事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) その区域内に森林を有する自治会
- (2) 市内に活動の拠点を置き、かつ、3人以上で構成される団体

(補助対象事業等)

第4条 補助対象事業、活動内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、別表に掲げるものとする。

(事業申込書の提出等)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業内容に応じ、長浜市森林多面的機能推進事業申込書（様式第1号）又は長浜市森林多面的機能維持管理事業申込書（様式第1号の2。次項においてこれらを「事業申込書」という。）に市長が別に定める必要な書類を添付し、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、事業申込書の提出を受けたときは、事業採択の可否についての公平性及び公正性を確保するため、別に定める長浜市森林多面的機能推進事業等審査会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の団体に対し、前項の意見に基づいた審査の結果を通知するものとする。

(交付申請)

第6条 事業が採択された団体は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に市長が別に指示する書類を添えて、補助事業を実施しようとする日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとし、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 年間活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業に要した経費の支出を証明する書類の写し
- (4) 補助事業の実施状況が分かる写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(帳簿の整備等)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間は補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

| 補助対象事業 | 活動内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額等 |
|---------------------|---|--|-------|--|
| 森林多面的機能推進事業 (注1) | 森林の多面的機能推進を目的とする活動 (1) 里山林保全活動 (2) 森林資源利用活動 (3) 森林環境学習活動 | 補助対象事業の実施に要する報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、原材料費並びに備品購入費 | 2 / 3 | 20万円。ただし、1団体につき1回とし、継続した3年度を限度とする。 (注2) |
| | | 資機材整備に係る備品購入費。ただし、1台当たり3万円以上の資機材に限る。 | | |

| | | | | |
|-------------------|---|--|----------------|-----|
| | | 大径木の伐採や危険物除去等に要する委託料。ただし、当該活動団体以外の事業者等への委託に限る。 | 補助金額の 1 / 2 以下 | |
| 森林多面的機能維持管理事業（注3） | 森林多面的機能推進事業又は森林・山村多面的機能発揮対策事業により整備された森林の維持管理を目的とする継続的な里山林保全活動（注4） | 補助対象事業の実施に要する報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、原材料費並びに備品購入費 | 2 / 3 | 5万円 |

注

- 1 森林・山村多面的機能発揮対策事業に取り組んでいる団体及びその取組実績を有する団体が実施する事業は除く。
- 2 補助限度額等による年限は、その年度内の補助事業採択を担保するものではないものとする。
- 3 同一年度において、森林多面的機能推進事業及び森林多面的機能維持管理事業を同時に実施することはできないものとする。
- 4 団体自らが森林多面的機能推進事業又は森林・山村多面的機能発揮対策事業に取り組んだ森林の維持管理を目的とする活動に限る。